

ウォッチオーナーズクラブ（WOC）ご利用規約

第1条 本会の目的

腕時計に関する情報を通して会員の興味の向上に努めること。

第2条 本会の名称

本会はウォッチオーナーズクラブ（WOC）と称する。

第3条 参加資格

（１）株式会社 Online（株式会社 Bestnavi.jp company の 100%子会社）が運営するインターネットサイト「Watch Online」に加盟する腕時計販売店で 50,000 円以上（税込）の腕時計を購入した者。

（２）入会者の居住地域は限定しない。

第4条 入会金

50,000 円以上 700,000 円未満の商品の場合、入会金は 22,680 円(税込)、 700,000 円以上の商品の場合、入会金は 25,920 円(税込)。年会費は無料とする。

第5条 入会

（１）株式会社 Online が運営するインターネットサイト「Watch Online」に加盟する腕時計販売店で 50,000 円以上(税込)の腕時計を購入した際に入会することが出来る。

（２）入会は株式会社 Bestnavi.jp Company へ申し込む。

（３）入会の許諾は、第3条の条件を満たす限りすみやかに行われる。

第6条 会員特典

本会は、第1条の目的を達成する為に、以下のサービスが受けられる。

（１）オリジナルノベルティを受け取ることができる。

（２）購入した腕時計の偶然の事故による損害を補償できる(以下 WOC ギャランティと称する)。

第7条 特典を受けられる条件

前条（１）の特典については、入会店舗での原則会員証の提示により利用できる。

第8条 退会

- (1) 退会は会員の加盟店への申し出により行われる。
- (2) 入会当日から30日以内の退会であれば原則的に入会金の返金ができる。
- (3) 入会当日から30日を超える場合の退会の場合、原則的に返金はない。

第9条 登録の変更・解約

加盟店からの申し出がある場合に限り、入会から30日以内に限り、解約ができるものとする。

また、入会当日から90日以内に加盟店から申し出がある場合に限り、会員の内容の変更ができるものとする。

第10条 運営

本会は株式会社 Bestnavi.jp company が運営する。

第11条 本会則の改定

当社は、本規約を事前の承諾通知なく、任意に変更することができるものとする。

本会則を変更した場合、会員は、改定後の会則及び補充会則に従うものとする。

第12条 補償範囲

WOC 会員は別紙 WOC ガランティ 規約のと通りの補償を受けられる。

第13条 個人情報の利用

当社は会員の個人情報について以下のように使用する。

- 1.会員の管理
- 2.キャンペーン・懸賞企画、アンケートの実施、会報の送付
- 3.Watch Online の運営上必要な事項の通知（電子メールによるものを含むものとする。）
- 4.当社商品等、および当社が扱う第3者の商品等の広告・宣伝の勧誘（電子メールによるものを含むものとする）。
- 5.商品などの梱包・発送業務
- 6.ポイントのサービスの提供。
- 7.会員が投稿した情報の掲載。
- 8.各種問い合わせ対応。
- 9.マーケティングデータの調査・分析、新たなサービス開発。
- 10.子会社および出店者に提供する統計資料作成。
- 11.契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行。
- 12.業務提携の検討。

ウォッチオーナーズクラブ 時計保険（動産総合保険） 補償規定

1. 補償対象商品
- 補償対象商品は、取扱店でウォッチオーナーズクラブに入会した会員に販売した販売価額 5 万円以上の腕時計とします。
2. 補償期間
- 補償対象商品が販売され購入者に引き渡された時から、 3 年後の引渡された日の応当日の午後12時までとします。
3. 補償対象となる事故
- 補償の期間中に偶然な破損事故により補償対象商品が損害を被った場合や火災、落雷、破裂、爆発により補償対象商品が滅失した場合に、その補償対象商品に直接生じた損害を補償します。
4. 保険金額
- 保険金額は販売価額とします。ただし、 100 万円が上限になります。
5. お支払いする保険金と保険金のお支払方法

〈お支払いする保険金〉

- ①損害保険金
- 損害の額＊1 1,000 円（免責金額）
- ただし、保険価額＊2もしくは保険金額のいずれか低い額が限度となります。
- * 1 損害の額
- 全損の場合…個々の保険の目的の保険価額
- 分損の場合…損害発生直前の状態に復するために実際に要した修繕費
- * 2 保険価額

販売日からの期間が 1 年未満	お買い上げ金額の 100 %
販売日からの期間が 1 年以上 2 年未満	お買い上げ金額の 90 %
販売日からの期間が 2 年以上 3 年未満	お買い上げ金額の 80 %

- ②残存物取片付け費用保険金
- 損害保険金支払われる場合に、保険の目的の残存物の取片付け費用をお支払いします。次の計算式による金額を限度として、実際に支出した費用をお支払いします。
- 残存物取片付け費用保険金＝損害保険金 × 10%
- * 残存物取片付け費用保険金と損害保険金との合計金額が保険金額を超過する場合にもお支払いします。
- ③損害防止費用
- 保険金を支払うべき損害が発生した場合に、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうち必要または有益であったものをお支払いします。
- * ただし保険金額または保険価額のいずれか少ない額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。
- ④権利保全費用
- 引受保険会社が保険金をお支払いするのと引換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。
- *臨時費用保険金不担保特約が付帯された契約のため、約款記載の臨時費用保険金はお支払いできません。
- *損傷を受けた部分の修繕・補修に要する費用に対してのみ保険金を支払い、損傷が生じたことによる価値の低下については、損害の額に含まれません。
- *補償対象商品の損傷を修繕するため、その全部または一部、代替部品、修繕用機材等を航空輸送する場合には、その航空輸送により増加した費用については保険金のお支払対象とはなりません。

〈保険金のお支払方法〉

この補償では、保険金のお支払に代えて補償対象となる商品を販売した取扱店を通じて、以下の方法で補償を行います。

- ①損害を受けた補償対象商品が修理可能な場合
- 購入者に『修理代金－保険金として支払われるべき金額』を取扱店にお支払いいただいた後、株式会社Bestnavi.jp companyもしくは取扱店が修理を行います。
- ②損害を受けた補償対象商品が修理不能な場合
- 購入者に『補償対象商品の代品の価格－保険金として支払われるべき金額』を取扱店にお支払いいただいた後、取扱店が代品を交付します。
- *ただし、取扱店の事情により上記①または②の方法で補償ができない場合には保険金をお支払いします。

6. 補償対象とならない主な場合

- 次に掲げる損害は補償の対象となりません。
- ・メーカーで保証される場合（物的損傷を伴わない性能上の欠陥を含みます）。
- ・補償対象商品の外観の損傷を伴わない損害で、補償対象商品の機能に障害がある場合。ただし、次のいずれかに該当することが補償対象商品の製造業者の修理部門（当該製造業者が指定した修理会社を含みます。）の発行する修理明細書によって確認できる場合はこの限りではありません。
- ア. 補償対象商品に対する外部からの衝撃により、補償対象商品内部の部品が破損した場合。
- イ. 補償対象商品のリユースの誤操作が原因で補償対象商品内部の部品が破損した場合。
- ・火災、落雷、破裂または爆発以外の事故の場合で、補償対象商品を確認できないとき。
- ・補償対象商品の自然の消耗もしくは劣化（補償対象商品の日常使用に伴う摩滅、消耗）または性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、侵食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- ・補償対象商品に対する修理、清掃、分解、組立等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ・補償対象商品に加工を施した場合における加工着手後に生じた損害
- ・補償対象商品のかしによって生じた損害
- ・台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・高潮・土砂崩れ等の水災による損害
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた損害
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の有害な特性に起因する損害
- ・被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この限りではありません。
- ・電気的または機械的事故によって生じた損害
- ・詐欺または横領に起因する損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または地方公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については、この限りではありません。
- ・補償対象商品の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ・窃盗、強盗またはこれらの未遂によって補償対象商品について生じた盗取、き損または汚損による損害

など

7. 補償の終了
- 補償対象商品が損害を受け、1 回の事故で保険金額（保険価額が保険金額より低い場合は保険価額）に相当する金額を受け取られた場合には、当該補償は損害の発生した時に終了するものとします。この場合、保険料の返還はいたしません。
8. 補償対象商品の譲渡の場合
- 補償対象商品を第三者に譲渡されるときは、被保険者カードを同時に引き渡された場合に限り、補償対象商品の譲受人が本サービスを継承してご利用いただけるものとします。
9. 重複契約
- この保険と重複する保険契約が他にある場合は保険金のお支払いが按分されますので、ご注意下さい。

10. 告知義務

- ご加入時に引受保険会社に重要な事項をお申し出いただく義務があります。
- ・加入依頼書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ・他人のために保険契約を締結する場合、ご契約者またはその代理人に過失がなかったとしても、被保険者またはその代理人の故意または重大な過失によって加入依頼書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と異なっているときも同様です。
 - ・他人のために保険契約を締結する場合には、必ずその旨を申込書に明記下さい。明記していないときは、保険契約は無効となります。

11. 通知義務

- ご加入後に下記の変更等が生じる場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご通知下さい。ご通知がないと保険金をお支払いできないことや契約が解除されることがあります。
- ・ご加入の後、加入者証または加入依頼書に記載された事項を変更される場合
 - ・この保険契約と重複する保険契約を締結される場合
 - ・保険の目的を譲渡される場合
- ご加入者の住所などを変更される場合にも取扱代理店または引受保険会社にご通知下さい。

12. 事故が起こったときの手続き

- ・万一事故が発生した場合、被保険者カード、加入依頼書控および補償対象商品を事故日より30日以内にご購入店舗へご持参下さい。
- ・給付の請求には、所定の書類をご提出して頂きます。①所定の事故状況報告書②消防署の罹災証明書（火災事故）なお、火災等により補償対象商品が滅失した場合を除き、必ず現物をご購入店舗店頭にご持参下さい。現物を確認できない場合は補償できませんのでご了承下さい。またご購入店舗店頭までの交通費等、事故手続きに要する費用はおお客様のご負担とさせていただきます。

13. 保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

14. 代理店の業務

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
- この保険は株式会社Bestnavi.jp companyと東京海上日動火災保険株式会社との間で締結された動産総合保険契約に基づきます。
 - この保険は株式会社Bestnavi.jp companyを保険契約者とし、ウォッチオーナーズクラブ会員を被保険者とする動産総合保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は株式会社Bestnavi.jp companyが有します。
 - この補償規定は動産総合保険の概要についてご紹介したものです。詳細は保険契約者である株式会社Bestnavi.jp companyにお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合には、この補償規定の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

■お問い合わせ先 取扱代理店：株式会社 オフィスマリーン
〒445-0802 愛知県西尾市米津町野寺道75-10 アンカービル2F
TEL.0563-55-0077
ご意見・ご相談先：東京海上日動火災保険株式会社 三河支店 岡崎支店
〒444-8507 愛知県岡崎市康生通南2-50岡崎東京海上日動ビルディング2階
TEL.0564-21-2253

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、保険契約者にご確認ください。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）
エース損害保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

*****個人情報の取扱いに関するご案内*****

株式会社Bestnavi.jpcompany（運営会社）は本加入依頼書に関する個人情報を株式会社オフィスマリーン（取扱保険代理店）と共有し引受保険会社に提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社（※）は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記の①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社との間または引受保険会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

※「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます

引受保険会社のグループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、引受保険会社のグループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、引受保険会社（および引受保険会社のグループ各社）における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）および引受保険会社各社のホームページをご覧ください。